



JA三大疾病保障付住宅ローン



お取扱期間

2019年1月4日(金)~2019年12月30日(月)までのお申込みの方で 2020年3月31日(火)までにお借入の方が対象です。

三大疾病 保障特約付 ○年固定金

固定金利期間 終了後のお借入 利率はJA所定の 住宅ローン金利

※ご返済の滞りなどが生じている場合には、本金利ブランの適用を受けることができません。

[三大疾病保障付住宅ローンとは]

死亡・後遺障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により所定の状態と診断された場合、 対象の住宅ローンが全額返済される、もしものときでも「ご家族」と「マイホーム」をお守りする、「心強い味方」となる住宅ローンです。

死亡・後遺障害に加えて3つのリス

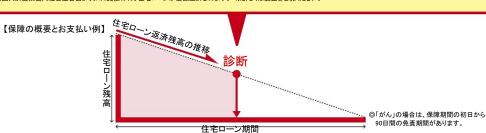
がん

急性

脳卒中

と診断されたら…対象の住宅ローン残高が

死亡・後遠障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により、所定の状態(※)と診断された場合、住宅ローン債務残高相当額が 共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。 ※詳しくは裏面をご覧ください。



【金利引下げ条件】●2019年12月30日(月)までにお申込みいただき、かつ2020年3月31日(火)までにお借入れいただける方 ●当JAとのお取引で次の条件1・2の<mark>どちらかに</mark>に該当される方 ●条件1:当JAとのお取引で次の2項目以上に該当される方:①給与振込または年金振込の指定されている方、②5大公共料金(電気・電話・携帯電話を含む)・ガス・水道・NHK)および税金のうち2つ以上の自 動振替契約のある方、③JAカードの発行のある方(別途年会費が必要です。)、④定期貯金20万円以上のご契約のある方、⑤定期積金のご契約のある方(3年以上かつ給付契約額が36万円以上)、⑥カード ローン契約のある方、⑦越後杉使用住宅で一定の要件を満たす方

●条件2:JA提携先の住宅関連業者様から住宅を新築・購入される方

※項目②について、公共料金の自動振替とは、通帳の摘要欄に「電気」、「電話」、「NHK」、「ガス」、「水道」等と印字される場合に限ります。上記のように印字されない場合は対象外となります。ご契約の公共料金がどのように通帳に印字されるかについては、当JAの窓口までお問い合わせください。

【<mark>ご注意</mark>】●本商品は、お申込み時点の金利か実行時の金利のいずれか低い方の金利が適用されます。●表示金利は2019年1月4日時点のもので、金利は毎月見直します(金融情勢等の変化によっては、月 中に見直しさせていただく場合もあります)。●ご返済額の試算については、当JAの窓口までお問い合わせください。

まずはお気軽に窓口までご相談ください。

JA新潟市「ローン営業センター」 な:025-247-6685

ページは = 55

http://www2.ja-niigatashi.or.jp. JA新潟市ローン 検索

お近くの JAバンクも 探せます!

「JAとのお取引はこれから」というお客さまもお気軽にお問い合わせ・ご相談ください! (ご利用に関しては、組合負加入のための出資が必要となります。)

[JA三大疾病保障付住宅ローンのご利用にあたっての留意点]○JA三大疾病保障付住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、 団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問い合わせください。○本「JA三大疾病保障付住宅ローン」のご案内はJA三大疾病保障付住宅ローンに 付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「団体信用生命共済を放共済者加入申込書兼告知書」に添付されている「団体信用生命共済のご説明〔要約〕」、「申込書 ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「三大疾病保障付団体信用生命共済のしおり」を必ずご確認ください。○ローンのお申し込みにあたりましては、上記団体信用生命共済 の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保険の審査がございます。審査の結果によりましては、お申し込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。○お借換えにもご利用い なたけますが、WAの写真で到用中の行宅ローンをカローンとなりを考えていた。 ただけますが、当JAで現在ご利用中の住宅ローンを本ローンに切り替えることはできません。

JA 三大疾病保障付住宅ローン [三大疾病保障特約付団体信用生命共済]

				[二人沃内休降付利]] 四种信用工叩犬河]		
Ż	対象商品	「JA住宅ローン」・「JA住宅ローン100%応援型」・「JA住宅ローン借換応援型」				
		〇ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。				
2	資金使途	「JA住宅ローン」③住宅の増改		・購入(中古住宅も含む)②宅地の購入(5年以内に新築し、居住する予定があること) 2築・改装・補修 ④現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換およびお借換とあわせた増改築・改装・補修)に付随して発生する費用		
•	[並)	「JA住宅ロー」 100%応援型」		・購入(中古住宅も含む) ②住宅の増改築・改装・補修 に付随して発生する費用		
		「JA住宅ロー 借換応援型」	© MILTERIAL STORY OF THE STATE		お借換えに伴う諸費用	
		「JA住宅ロー	〇10万円以上5,000万円までとし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が ・ 範囲内であり、原則として自己資金額が所要資金額の20%以上であることとしますが、詳細については、JA窓口まて 〇お借入れ期間は3年以上35年以内となります。(ただし、借換えの場合は最長期間が異なります。)			
	昔入れ金額 ・ 昔入れ期間	「JA住宅ロー 100%応援型」	シ 範囲内としま	:5,000万円までとし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める ますが、詳細については、JA窓口までご相談ください。 1間は3年以上35年以内となります。		
		「JA住宅ロー 借換応援型」	郵用内であり、肝姜玉智の郵用内としますか、詩細については、JA窓口までご相談ください。			
ご利用いただける方		〇個人の方 〇勤続(営業)年数が原則1年以上(農業者以外の自営業者の場合は営業年数2年以上)の方 〇団体信用生命共済に加入できる方 〇その他所定の要件を満たしている方				
ご融資条件		〇各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容はお近くのJA 窓口までご相談ください。				
担保·保証		〇担保:ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします)に第1順位の(根)抵当権を設定登記させていただきます。 〇保証:新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。				
保証料·手数料		○別途保証料・手数料(住宅ローンご利用中の繰上返済手数料や返済条件変更手数料を含む)がかかります。詳しくはJA窓口までお問い合わせください。				
	正式名称	三大疾病保障	病保障特約付団体信用生命共済			
	ご加入に ついて	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。			
		体信用生命共済 神 告知 すと、共済金が支 で保有する情報等		生物 (上皮内がん、皮膚がんを含みます) と診断されたことがある場合にはご加入いただくことができません。健康状態を「団被共済者加入申込書兼告知書」 で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されま法われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。 また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会等によって、ご加入をお断りすることがあります。 ※共済金額 (借入金額) が 3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受け健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。)		
		保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。また、保障終 債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります くは、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。			
付帯	共済金の お支払い	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者 (JA) に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。 ※約定利息、約定延滞利息および延滞損害金について、ご負担いただく場合があります。				
され		1.死亡されたとき				
れる共済についての概要		2. 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき				
		3.三大疾病 (悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中) に罹患し、以下の状態になられたとき				
		悪性新生物 (がん)		保障期間内に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。		
		急性心筋梗塞		保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき		
		脳卒中		保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的 後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		
	共済金が 支払われ ない場合	被共済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から 1 年以内に自殺されたとき (死亡共済金) ②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき (死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金) [ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。] ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき (後遺障害共済金) ④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき (後遺障害共済金・三大疾病共済金) ⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき (死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金)				
		*上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。				
					JA 共済登録番号 (18485000105)	
\Box						

※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。 ※ローン商品の詳しい内容については、店頭に説明書をご用意しております。また、店頭にて返済額の試算も承っております。 2019年1月4日現在 ※詳しくはJA窓口までお問い合わせください。